

## 入札(見積合せ)結果調書

件名	下水処理センター産業廃棄物中間処理業務				
契約方法及び根拠条項	随意契約 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号				
契約の相手方	札幌市中央区北4条西5丁目1番地3 太平洋セメント(株)北海道支店				
契約金額	¥308円/20kg (うち取引に係る消費税及び地方消費税 ¥28円)				
契約期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで				
契約担当課	上下水道部 経営企画課				
入札(見積)日時	令和8年3月24日 午後5時15分				
入札(見積)結果					
	業者名	第1回	第2回		入札等の 執行状況
1	太平洋セメント(株)北海道支店	280/20kg 円			4/1付け決定
2	以下余白				
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
一者特命の 随意契約と した理由	<p>本業務は、汚泥焼却灰(ばいじん)を中間処理(焼成)しセメント原料として再生利用を行う業務である。</p> <p>本業務の履行に必要な要件として①廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく北海道知事又は旭川市長の産業廃棄物処分業(ばいじん)の許可を有すること②大量輸送可能な長さ20フィートのコンテナによる受け入れができることが必要であるが、これらの要件を旭川市水道局物品購入等入札参加資格者名簿(営業種目「3170廃棄物処理」取扱品目「3176産業廃棄物処理(中間処理)」)に登録がある中で全て満たす者は、太平洋セメント(株)北海道支店のみであることから、当該事業者を選定する。(旭川市水道局随意契約ガイドライン2(1)イに該当)</p>				